

2019年5月14日

創価大学教員の研究活動上の不正行為の認定について（概要）

1. 発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等

平成30年4月10日に学外者より、当時、本学の経営学部教授（以下「被告発者の教授」）の著書第4章において、データの改ざん及びねつ造が疑われるとの告発とともに、資料の提供があった。その後、予備調査委員会で調査した結果、告発者が指摘した「ねつ造」「改ざん」の可能性は確認できなかった。

この過程において予備調査委員会が、被告発者の教授から提出された他者の論文を一読したところ、被告発者の教授著書第4章の文章中に酷似している箇所を数箇所発見したため、「創価大学における研究活動の不正行為防止規程」（以下「防止規程」という。）に定める「不正行為」のうち、「盗用」にあたる可能性が示唆された。

同年6月7日「創価大学公的研究費及び研究活動の不正行為に関する通報・告発細則」（以下「通報・告発細則」という。）に定める「種々の情報及び相当な理由により、不正行為の疑いが高いと判断したとき」に該当すると判断し、通報・告発に準じて取り扱うこととした。

同年6月14日、最高管理責任者の指示により「盗用」について予備調査を行った結果、研究活動上の不正行為が行われた可能性を否定することができなかったため、同年9月7日最高管理責任者は、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うことを決定し、「通報・告発細則」に定める調査委員会を同年10月15日に設置し、同年11月8日より本調査を開始した。

2. 調査体制

4名（内部委員2名、外部委員2名）
神立孝一 創価大学副学長・教授
栗山直樹 創価大学経営学部長・教授
高橋宏幸 中央大学名誉教授
若旅一夫 弁護士

3. 調査内容

1) 調査期間

平成30年11月8日～平成31年4月16日

2) 調査対象

ア) 対象研究者：本学経営学部教授（当時）

イ) 対象論文等：被告発者の教授著書 1 編 単著

本調査では、予備調査の結果を踏まえ本書籍を調査対象とした。

ウ) 対象経費：科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「科研費」という。）

3) 調査方法・手順

盗用の疑いがある書籍と、引用元とされた論文等との対照表を作成し比較検証するとともに、被告発者の教授に対して聞き取り調査を行い、弁明の機会を与えた。

4. 調査結果の概要

1) 不正行為の内容

文献照合・精査及び被告発者の教授の弁明並びに被告発者の教授及び学内外の関係者への聞き取り調査を総合的に検証し、被告発者の教授著書 1 編において、研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

（認定理由）

調査した同書籍では、下記の状況が見られた。

- ・被引用論文からの不適切な引用（引用元を一切明記しないほぼ同一の記載）部分（一部語句が変えられたものを含む）：計 29 箇所計 448 行

- ・被引用論文との構成や文章がほぼ同一のものとなっている部分：計 12 箇所計 178 行

これらは、被告発者の教授が研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っていたことによるものであり、盗用があったと判断した。

2) 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途

盗用の認定があった書籍に係る研究活動は、科研費（基盤研究(C)）及び私費により実施されたものである。

そのため、不正行為が認定された書籍の執筆、作成過程における科研費の支出の有無を調査したところ、原稿整理のためのアルバイト支出の一部において直接因果関係が認められる支出があった。

- ・当該書籍に関する研究費の支出について

原稿整理のための人件費 計 314,800 円が使用されている。

平成 28 年度 41,160 円

平成 29 年度 273,640 円

なお、当該書籍に関する研究費以外の支出については、研究課題遂行に必要なものとして適正に使用されており、不適切な経費の支出はなかった。

・当該書籍以外の研究活動について

当該著書以外の論文・学会発表はないが、研究計画に則り、調査及び資料収集活動は適正に行われている。

5. 調査機関がこれまで行った措置の内容

1) 被告発者に対する創価大学の対応（処分等）

被告発者の教授から依願退職願いが提出され、4月22日の常任理事会で退職を認めた。このため、懲戒処分は行っていない。

6. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

○ 発生要因

創価大学における不正防止体制は、平成27年3月に制定・施行した防止規程に基づき、全研究員参加の研究倫理教育・研修会を開催するとともに、学外の競争的資金及び学内の個人研究費・共同研究費等の申請・交付に当たっては、CITI JAPAN の e-learning の教材（現在の eAPRIN イー・エイプリン）の受講を条件としてきたものの豊富な研究歴を持つ研究者に対する研究倫理教育が十分でなかったことはいなめない。

とはいえ、主因は、論文等の執筆に際して当然守られるべき倫理手続（他の研究者の成果に対する適切な引用等）に対する教授の重大な認識不足から生じたものである。

特に、研究関連の書籍の出版は通常、論文の執筆を積み重ね、熟考した上での成果であるべきところ、被告発者の教授が今回執筆した同書籍の全12章中8章が初出であることから分かるように、拙速な出版を図るなど、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことが不正行為を招いたものと言える。

○ 再発防止策

(1) 研究不正防止体制の強化

今後このような不正行為が発生することのないよう、不正防止にかかる各委員会の役割を明確にするとともに、最高管理責任者である学長を筆頭に、研究支援担当副学長、研究科長及び各学部長が研究倫理教育に責任を持ち、すべての構成員が研究倫理にのっとった研究活動に取り組む姿勢を身につけるよう徹底することとした。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月文部科学大臣決定）を踏まえ、研究データ等の保存及び管理に関する規程を改正した。（平成31年4月）

(2) 所属研究者への啓蒙と支援

・CITI JAPAN の e-learning の教材（現在の eAPRIN イー・エイプリン）の受講を定期的実施させ、研究者としての倫理意識の徹底を図る。

・公正研究推進協会に講師派遣を依頼し、研究分野（文系・理系）ごとの研究倫理研修を開催する。

- ・ 論文を投稿する際のチェックを強化するために、剽窃検知ツールを導入する。また、資格審査にかかる研究業績審査体制の強化に取り組む。

- ・ 研究の実施、研究費の使用に当たっては、学内関係規程や法令等の遵守について、継続的に注意喚起を行う。